



近藤 経税務月報

税 理 士
近 藤 猛

〒791-8036
松山市高岡町127番地8
TEL 089-973-7577
FAX 089-973-7559

◆ 8月の税務と労務

(英月) AUGUST
11日・山の日

	日	月	火	水	木	金	土
国 税 / 7月分源泉所得税の納付			1	2	3	4	5
国 税 / 6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)							6
国 税 / 12月決算法人の中間申告	7	8	9	10	11	12	13
国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の 中間申告 (年3回の場合)	14	15	16	17	18	19	20
国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告	21	22	23	24	25	26	27
地方税 / 個人事業税第1期分の納付	28	29	30	31	.	.	.

地方税 / 個人住民税第2期分の納付

都道府県の条例で定める日
市町村の条例で定める日

◆ ワンポイント **国の借金** 国債と借入金、それに政府短期証券の残高を合わせた、いわゆる「国の借金」は今年3月末現在で1,241兆3,074億円と6年連続で過去最大を更新しています。医療や介護、年金などの社会保障費や新型コロナ対策への財政出動が要因で、日本の人口(約1億2,273万人)を基にした単純計算で国民1人当たりの借金は1,011万円超となっています。

暑中のご挨拶

暑中お見舞い申し上げます。

4月1日現在で普及率が約43%と伸び悩んでいるマイナンバーカードの普及に向け、政府はマイナポイント事業に力を入れています。今年9月末までにマイナンバーカードを取得してマイナポイントに申し込みを行いQRコード決済やクレジットカードなどのキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると、5000円を上限に利用金額の25%分のポイントが付与されます。さらに、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込や、公金受取口座の登録を行うとそれぞれ7500円相当のポイントを受けられます。

令和4年度税制改正においては、企業の積極的な賃上げ等を促すための賃上げ促進税制の見直しなど“成長と分配の好循環の実現”に向けた税制措置等が実施されました。一方、注目されていた相続・贈与の一体課税については、検討項目の記載に留まったことから来年度改正に盛り込まれるか気になるところです。

労務関係では、4月からパワーハラスメント防止法が中小企業等でも適用されています。パワハラ防止のための雇用管理上の措置が義務付けられ、対象にはパートや契約社員などの非正規労働者や派遣労働者も含まれています。また、10月からは短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の「特定適用事業所」及び「短時間労働者」の要件が見直され適用事業所が拡大されますので、対象事業所に該当するのかどうか確認が必要です。皆様方のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

KEY WORD 消費税の課税事業者

世界の炭素税 (フィンランド他)

「炭素税」は、石油などの化石燃料に、炭素の含有量に応じた税金を課すことで環境資源の浪費と二酸化炭素排出量の抑制効果を期待するものです。

1990年に炭素税を世界で初めて導入したフィンランドでは、2020年時点でCO₂1tあたり53ユーロからの炭素税が課されます。続いて1991年に導入したスウェーデンでは、同119ユーロと高率な税負担ですが、2015年には25%のCO₂排出量削減とGDP69%増の経済成長を実現しています。

その他に、デンマーク等各国で炭素税の導入が続いています。

日本で2012年に導入された地球温暖化対策税(温対税)はCO₂1t当たり289円と低率で、炭素税の本格的な導入の検討が続いています。

消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う取引に課税されます。「事業者」とは、個人事業者(事業を行う個人)と法人を指します。

個人事業者の場合、例えば、小売業や卸売業をしている人をはじめ、賃貸業や取引の仲介、運送、請負、加工、修繕、清掃、クリーニング、理容や美容といった業を営んでいる人はすべて事業者になります。

株式会社などの会社、国、都道府県や市町村、公共法人、宗教法人や医療法人などの公益法人など、法人はすべて事業者になります。

「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡等を繰り返し、継続、かつ、独立して行うことをいいます。例えば、商店が販売用の商品を買った場合や、運送業者が運送サービスを提供して対価を受け取るような場合が典型的なものです。

令和4年度税制改正 資産課税関係に おける留意点



令和4年度税制改正では、賃上げ促進税制の見直しやクロージングアップされていますが、資産課税関係でも押さえておきたい改正がありますので、確認していきます。

1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

(1) 制度の概要
この制度は、父母や祖父母など直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅用家屋の新築、

取得または増改築等（その住宅の取得等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含む）の対価に充てるための金銭（住宅取得等資金）の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となる特例措置です。ここでいう一定の要件には、
① 贈与を受ける者（受贈者）の合計所得金額が2000万円以下
② 取得等をする住宅用家屋の床面積が50㎡以上（受贈者の合計所得金額が1000万円以下の場合には40㎡以上）240㎡以下
などがあります。

(2) 改正の背景

今回の改正前は、令和元年10月1日からの消費税率10%への引上げに伴う住宅需要の反動減に対応するため、住宅用家屋取得等に係る契約の締結の時期により、非課税限度額が最高3000万円とされていました。しかし、このような特例措置は、親族内における資産の移転に対して、何ら税負担を求めない

い制度であり、格差の固定化防止等の観点から、非課税限度額等の見直しが行われることとなりました。

(3) 改正の内容

① 適用期限
令和3年12月31日までの適用期限が、令和5年12月31日まで2年延長されました。

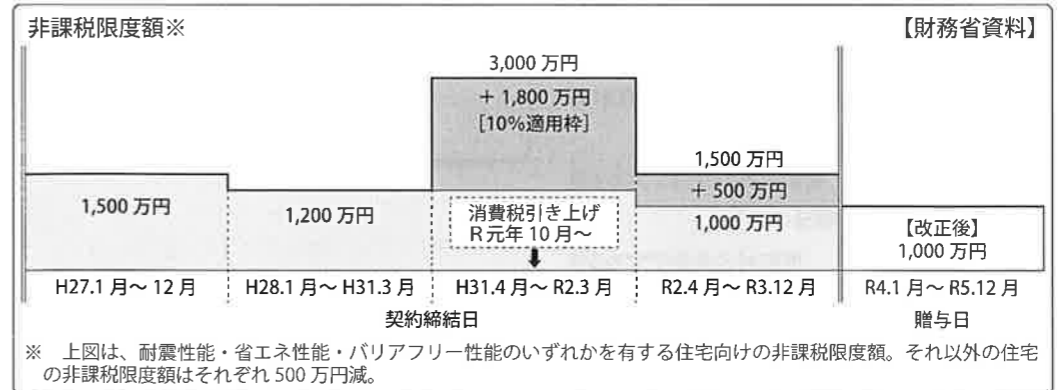
② 非課税限度額

改正前のような住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、取得等をした住宅用家屋の区分に応じ、次の金額となります（下図参照）。

・ 耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅用家屋
1000万円
・ 前述以外の住宅用家屋
500万円

③ 既存住宅用家屋の要件

改正前は、築年数が20年（耐火建築物は25年）以内又は耐震基準に適合していることが要件となっていました。改正後は、築年数要件が撤廃され、昭和57年以降に建築された住宅又は耐震基準に適合し



(4) 受贈者の年齢要件
民法の改正に伴い、改正前の20歳以上が、18歳以上に引き下げられました。
なお、①③の改正は令和4年1月1日以後、④の改正は令和4年4月1日以後に、贈与により取得する住宅取得等資金について適用されます。

2 法人版事業承継税制の見直し

(1) 制度の概要

後継者である受贈者・相続人等が、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件の下、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

平成30年度税制改正において、10年間の特例措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の3分の

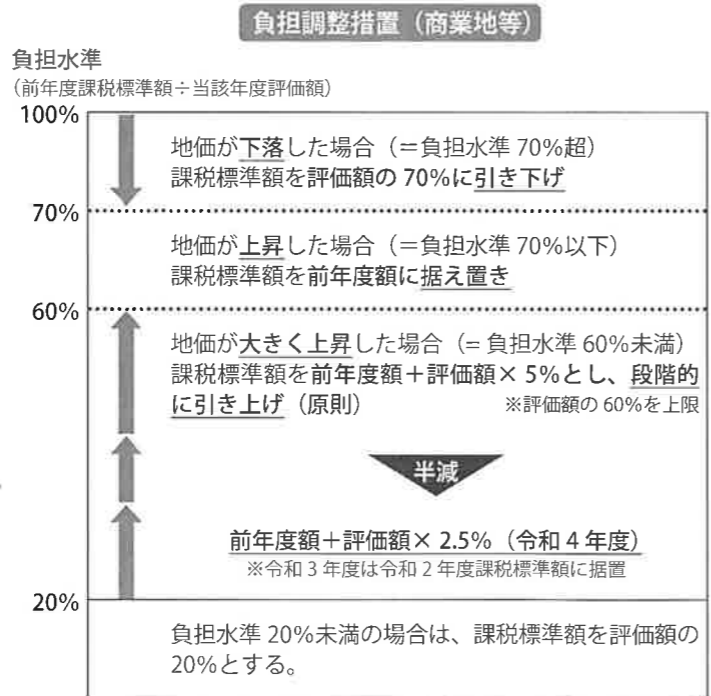
2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等が行われました。
この特例措置の適用を受けるためには、令和5年3月31日までに都道府県に「特例承継計画」の確認申請書を提出し、その確認を受け、令和9年12月31日までに実際の事業承継が行われる必要があります。

(2) 改正の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、「特例承継計画」の計画策定に時間を要することが想定されるため、確認申請書の提出期限が令和6年3月31日まで1年間延長されました。ただし、この特例措置は事業承継を集中的に進めるための特例措置であるため、適用期限である令和9年12月31日については、延長が行われていませんので注意が必要です。

3 土地に係る固定資産税等の負担調整措置の見直し

令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）の令和4年度の課税標準額が、令和3年度



【経済産業省資料】

【参考資料】
財務省
「令和4年度
税制改正」

